

福岡県医発第1252号（総）

平成17年10月7日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



平成17年度医薬品価格調査に対する協力について

日本医師会より、厚生労働省が実施する標記調査について別紙のとおり協力要請があり、第19回全理事会（H17.10.6）にて協議の結果、本会としてもこれに協力することにいたしました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的として、平成17年9月取引分の医薬品（経過措置品目を除く。）の包装単位、価格、数量等について、平成17年10月1日（土）から10月31日（月）までの間に実施されることとなっております。

つきましては、別添の名簿に示す対象医療機関に対し、本調査にご協力いただきますよう貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 調査票等につきましては、客体医療機関あてに直接送付されますことを申し添えます。
- 2) 客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

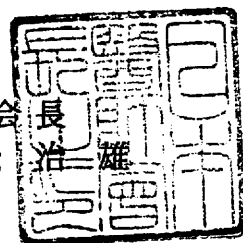
小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

日医発第 552 号 (保 89)
平成 17 年 9 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
植松



平成 17 年度医薬品価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会宛協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 15 年 9 月 19 日付日医発第 484 号にてご依頼)

調査内容につきましては別添 1 に示されるとおり、平成 17 年 9 月取引分の医薬品(経過措置品目を除く。)の包装単位、価格、数量等について、平成 17 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に実施されるものであります。

購入サイドといたしましては、全国から病院約 900 (抽出率 1/10)、診療所(歯科診療所を除く。)約 1000 (抽出率 1/100)、保険薬局約 1,500 (1 か月の処方せん受付枚数が 300 枚以上について抽出率 1/20) が調査客体として抽出されており、貴都道府県分の客体医療機関につきましては別添 6 のとおりであります。

客体医療機関に対しましては、都道府県調査主管課を通じて調査票、薬価基準収載医薬品コード表等が送付されることとなっております。

回答につきましては、別添 2 の「医療機関用調査票・第 I 票および第 II 票」を提出いただきますが、取引データ等について電算化の行われている医療機関では「第 II 票」に代えて、同封の上客体医療機関に送付される F D (フロッピーディスク)での提出が可能です。その他磁気媒体での回答も可能ですが、希望する場合は各都道府県の調査担当吏員にお問

理事会協議



い合わせください。

客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。

なお、客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 平成 17 年度医薬品価格調査の実施について

(平 17. 9. 22 医政発第 0922002 号 厚生労働省医政局長通知)

2. 医薬品価格調査

医療機関用調査票・第Ⅰ票

医療機関用調査票・第Ⅱ票、第Ⅱ票の記入例

3. 医療機関用調査票 記入上の注意

4. 回答用 F D 入力フォーム

(F D の内容の見本。F D そのものは添付しませんのでご了承下さい。)

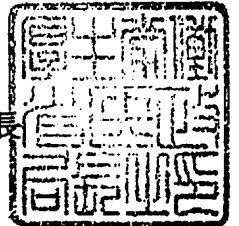
5. 薬価基準収載医薬品コード表

6. 貴都道府県分客体医療機関名簿 病院・一般診療所

医政発第0922002号
平成17年9月22日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成17年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力賜り、感謝申し上げます。
標記につきまして、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成１７年度医薬品価格調査実施要領

１．調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価（薬価基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査対象品目

薬価基準に収載されている全医薬品。

ただし、使用医薬品告示の別表に掲げられている医薬品（経過措置品目）については、調査対象品目としない。

調査対象品目数：約１２，７００品目（告示ベース）
約１８，０００品目（銘柄数）

３．調査項目

医薬品の包装単位、価格、数量等

４．調査期間及び提出期限

平成１７年９月取引分を対象として平成１７年１０月１日から同年１０月３１日までの間に実施する。

調査客体は、平成１７年１１月４日までに都道府県に提出し、都道府県は同年１１月１０日までに厚生労働省に提出することとする。

５．調査客体

（１）販売サイド

保険医療機関（病院又は診療所（歯科診療所を含む。））及び保険薬局に直接医薬品を販売する薬局、一般販売業者、卸売一般販売業者及び歯科用薬剤販売業者（以下「販売業者」という。）の全数を対象及び客体とする。

ただし、医薬品の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引を行っている販売業者は対象としない。

（調査客体数 約４，０００客体）

（２）購入サイド

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により１０分の１の抽出率で抽出された病院を客体とする。

（調査客体数 約 ９００客体）

イ 診療所（歯科診療所を除く。）の全数から、層化無作為抽出法により
100分の1の抽出率で抽出された診療所を客体とする。
(調査客体数 約1,000客体)

ウ 1ヶ月の処方せんの受付枚数が300枚以上の保険薬局の全数から、層化
無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。
(調査客体数 約1,500客体)

6. 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。この場合、ア及びオについては厚生
労働省が、イ及びエについては都道府県が、ウについては調査客体自らが行うも
のとする。

- ア 調査票等の作成
- イ 調査客体に対する調査票等の配布
- ウ 調査票への記入等
- エ 調査客体から調査票等の回収
- オ 調査票等の集計